

日出町一般廃棄物(し尿等)
処理基本計画

令和8年4月

日出町

目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画対象区域	1
第4節 計画の対象範囲	1
第5節 計画目標年次	2
第2章 将来計画等	3
第1節 総合計画	3
第2節 水環境、水質保全に関する状況等	4
1 水道水源について	4
第3章 一般廃棄物(し尿等)処理基本計画	5
第1節 生活排水処理の現状と課題	5
1 生活排水の処理体系	5
2 生活排水処理体制	6
3 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績	7
4 し尿等の処理の現状	8
5 生活排水処理の課題	11
第2節 生活排水処理の基本方針	12
第3節 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の推計	13
1 将来人口の推計及び生活排水処理形態別人口の見込み	13
2 し尿等排出量の見込み	13
第4節 生活排水対策計画	14
1 生活排水の処理計画	14
2 し尿等の処理計画	15
3 その他生活排水対策に関し必要な事項	16

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

生活排水は、人が日常生活を行う家庭で発生させる汚水であり、大きく分けてし尿または水洗便所排水と台所排水、洗濯排水、浴室排水等の生活雑排水からなる。

その処理は、当初し尿を中心に生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いて行われたが、河川、湖沼、海域等の水質汚染問題が顕在化したことにより、生活雑排水を含めた処理を行う公共下水道や集落排水施設、合併処理浄化槽などの処理施設による処理へと変化した。一方で、これらの生活排水処理施設が未整備の地域においては、依然として生活雑排水が直接河川等に排出され、公共用水域の主な汚濁源となっている。

日出町においても、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、生活排水処理施設の整備を進め、生活排水処理対策を図っていくものである。

第2節 計画の目的

一般廃棄物(し尿等)処理基本計画(以下、「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」の第6条第1項に準じて、日出町における生活排水の処理について、長期的・総合的な視点に立った基本的な方針を定めることを目的に計画の策定を行う。

第3節 計画対象区域

本計画の対象とする地域は、日出町における行政区域とする。

第4節 計画の対象範囲

本計画で対象範囲は、日出町から排出される一般廃棄物のうち、「生活排水(し尿等)」とする。

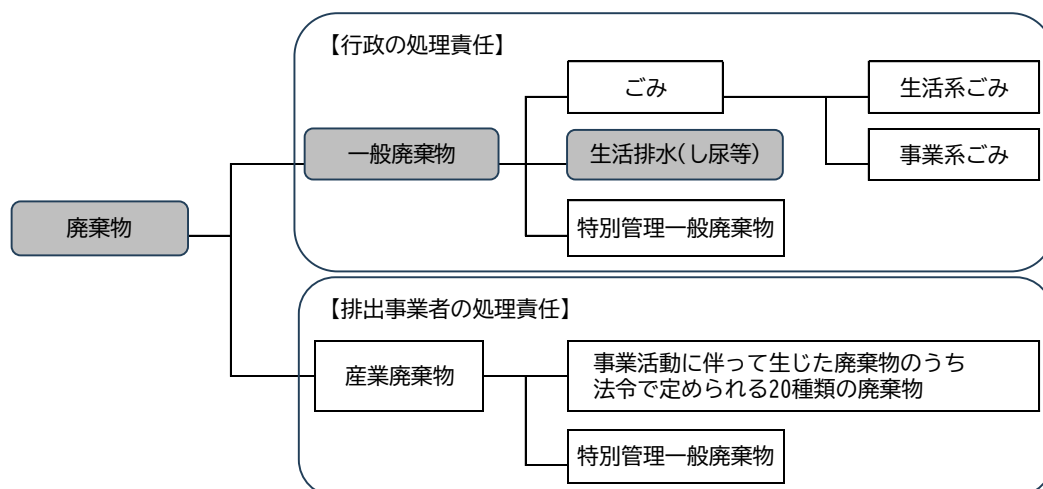


図1 計画対象範囲となる廃棄物

第5節 計画目標年次

本計画は、令和8年度を計画策定年とし、令和8年度から15年間を計画期間として、令和22年度を計画目標年次とする。また、計画期間を5年経過した翌年度となる令和13年度、10年経過した翌年度となる令和18年度を中間目標年次とする。

表 1 計画期間及び計画目標年次

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
本計画		■ 計画策定					■ 中間目標					■ 中間目標				■ 計画目標	
		←					計画期間 (15年間)									→	

第2章 将来計画等

第1節 総合計画

日出町では、令和8年3月に「第6次日出町総合計画」(計画期間:令和8年度～令和15年度)を策定している。

■まちの将来像

住民幸福度 100% 日本一誇れるまち ひじ
～誰もが幸福を感じる持続可能な成長都市～

■基本的施策（めざす姿）

- ① “経済的な豊かさ”の実現（活気に溢れた利便の良いまち）
- ② “自然・社会的な豊かさ”の実現（安心・安全で快適なまち）
- ③ “教育・文化的な豊かさ”の実現（人をはぐくみ心豊かなまち）
- ④ “効率的な行政運営”の実現（信頼される役場）

■関連する施策

○ 生活排水処理施設の整備

〔8年後の姿〕生活排水が下水道や合併処理浄化槽によって適正に処理され、美しい海や川が保たれています。

8年間の取り組み

- ① 生活排水処理施設の整備に取り組みます。
 - ・ 効果的・効率的な下水道整備を進め、環境保全を推進します。
 - ・ 老朽化した施設の更新、耐震化を進めます。
 - ・ 下水道区域外では、合併浄化槽設置の促進に取り組みます。
- ② 健全な下水道事業を行うために経営改善に取り組みます。
 - ・ 下水道経営戦略を随時見直し、健全な経営を推進します。
 - ・ 広域化や民間活力の導入を検討し、持続可能な運営に取り組みます。
 - ・ 生活排水処理の必要性をPRし、下水道接続率や生活排水水洗化率などの向上に取り組みます。

図 2 第6次日出町総合計画の概要

第2節 水環境、水質保全に関する状況等

1 水道水源について

1)水道普及の状況

水道普及の状況を表2に示す。日出町の水道普及率は、92.7%となっており、主に上水道でまかなわれている。

表2 水道普及の状況

	行政 区域内 人口(人)	上水道			簡易水道			専用水道			合計			普及率
		箇所数 (ヶ所)	計画 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	箇所数 (ヶ所)	計画 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	箇所数 (ヶ所)	計画 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	箇所数 (ヶ所)	計画 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	
日出町	27,416	1	26,600	25,410	—	—	—	2	—	—	3	26,600	25,410	92.7%

資料：大分県の水道(令和4年度)令和5年3月31日現在

2)上水道の用水供給及び取水量

上水道の用水供給及び取水量の状況を表3に示す。日出町の上水道の用水供給は、深井戸及び湧水となっており、全取水量の66.3%を深井戸からの供給でまかなわれている。

表3 上水道の用水供給及び取水量の状況

市町村名		ダム		表流水		湧水		浅井戸		深井戸		伏流水		合計	
		取水量 (m ³ /日)	取水率	取水量 (m ³ /日)	取水率	取水量 (m ³ /日)	取水率	取水量 (m ³ /日)	取水率	取水量 (m ³ /日)	取水率	取水量 (m ³ /日)	取水率	取水量 (m ³ /日)	取水率
日出町	計画値	—	—	—	—	2,875	18.1%	—	—	12,970	81.9%	—	—	15,845	100%
	実績値	—	—	—	—	3,633	33.7%	—	—	7,151	66.3%	—	—	10,784	100%

資料：大分県の水道(令和4年度)令和5年3月31日現在

2 生活排水処理体制

1) 生活排水の処理主体

生活排水処理施設の種類の処理主体を表4に示す。

なお、杵築速見環境浄化センター(し尿処理施設)を運営管理する杵築速見環境浄化組合は、杵築市と日出町でし尿処理施設に関する事務を共同処理するために組織された一部事務組合である。

表 4 生活排水処理施設の種類の処理主体

施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	日出町
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	日出町
(3) 漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	日出町
(4) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	日出町、個人等
(5) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(6) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 [※]	杵築速見環境浄化組合

※ 浄化槽汚泥には、農業・漁業集落排水汚泥を含む。

2) 集合処理施設の状況

(1) 公共下水道

日出町における、公共下水道事業の概要を表5に示す。

表 5 公共下水道事業の概要

事業名	公共下水道事業
施設名称	日出町浄化センター
供用開始	昭和61年4月
処理方法(処理能力)	標準活性汚泥法(9,200m ³ /日)
処理区	日出処理区
計画面積	774ha(整備済面積 479ha [※])
行政区域内人口 [※]	27,897人
処理区域内人口 [※]	16,230人〔普及率 58.2%〕
接続人口 [※]	13,694人〔水洗化率 84.4%〕

※ 令和6年3月31日時点

(2) 農業・漁業集落排水施設

日出町における、農業・漁業集落排水の概要を表6に示す。

日出町では、農業集落排水事業と漁業集落排水事業の2事業を運営している。

表 6 農業・漁業集落排水事業の概要

施設名称	原山地区農業集落浄化センター	大神漁港集落浄化センター
事業名	農業集落排水事業	漁業集落排水事業
供用開始	平成9年3月	平成6年3月
対象集落	大神地区(原山、中央、三尺山)	大神地区(上深江、港、牧の内)
計画面積処理区	25ha(整備済)	12ha(整備済)
行政区域内人口 [※]	27,897人	27,897人
処理区域内人口 [※]	864人〔普及率3.10%〕	722人〔普及率2.59%〕
接続人口 [※]	682人〔水洗化率78.94%〕	651人〔水洗化率90.17%〕

※ 令和6年3月31日時点

3)合併処理浄化槽の整備事業

日出町では、生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、下水道事業の予定処理区域及び農業・漁業集落排水事業の対象区域を除く地域において、合併浄化槽を設置する個人に対して設置費の一部補助する、浄化槽設置整備事業を行っている。事業の実施内容を表7に示す。

表 7 合併処理浄化槽の整備事業計画

	現有施設の内容		整備予定基数(基)								整備規模 (人分)	
	開始年度	基数(基)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計		
浄化槽設置整備事業	平成2年度	690	15	15	15	15	15	15	15	15	105	350

※ 整備予定の合計基数105基に相当する整備規模が350人分と見込んでいる。

3 生活排水処理形態別人口とし尿等排出量の実績の整理

1)生活排水処理形態人口の実績

日出町における、生活排水処理形態別人口の推移を表8に示す。

表 8 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

		年度	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口			28,333	28,113	28,052	27,897	27,684
計画処理区域内人口			28,333	28,113	28,052	27,897	27,684
水洗化・生活雑排水処理人口			19,989	20,003	20,561	20,732	20,747
公共下水道人口			13,382	13,439	13,598	13,694	13,718
農業・漁業集落排水施設人口			1,372	1,353	1,334	1,333	1,298
合併処理浄化槽人口			5,235	5,211	5,629	5,705	5,731
コミュニティ・プラント人口			0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理人口 (単独処理浄化槽人口)			6,675	6,488	5,992	5,733	5,550
非水洗化人口			1,669	1,622	1,499	1,432	1,387
し尿収集人口			1,669	1,622	1,499	1,432	1,387
自家処理人口			0	0	0	0	0
計画処理区域外人口			0	0	0	0	0

※ 行政区域内人口は各年3月31日現在の住民基本台帳人口(外国人を含む)

2)し尿等排出量の実績

日出町における、し尿等排出量の推移を表9に示す。

表 9 生活排水処理形態別人口の推移

		年度	R2	R3	R4	R5	R6
年間量 (kℓ/年)	し尿		274	313	328	236	338
	浄化槽汚泥		5,513	5,406	5,529	5,305	5,517
	農業・漁業集落排水施設汚泥		540	428	464	436	448
	合計		6,327	6,147	6,321	5,977	6,303
1日量 (kℓ/年)	し尿		0.8	0.9	0.9	0.6	0.9
	浄化槽汚泥		15.1	14.8	15.1	14.5	15.1
	農業・漁業集落排水施設汚泥		1.5	1.2	1.3	1.2	1.2
	合計		17.4	16.9	17.3	16.3	17.2
原単位 (kℓ/年)	し尿		0.45	0.53	0.60	0.45	0.67
	浄化槽汚泥		1.27	1.27	1.30	1.27	1.34
	農業・漁業集落排水施設汚泥		1.08	0.87	0.95	0.90	0.95

※1 し尿原単位(ℓ/人・日)=年間し尿量÷し尿収集人口÷年間日数

※2 浄化槽汚泥原単位(ℓ/人・日)=浄化槽汚泥量÷(合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口)÷年間日数

※3 農業・漁業集落排水施設単原単位(ℓ/人・日)=農業・漁業集落排水施設汚泥量÷農業・漁業集落排水施設人口÷年間日数

4 し尿等の処理の現状

1) し尿等の処理の流れ

日出町におけるし尿等の処理の流れを図3に示す。

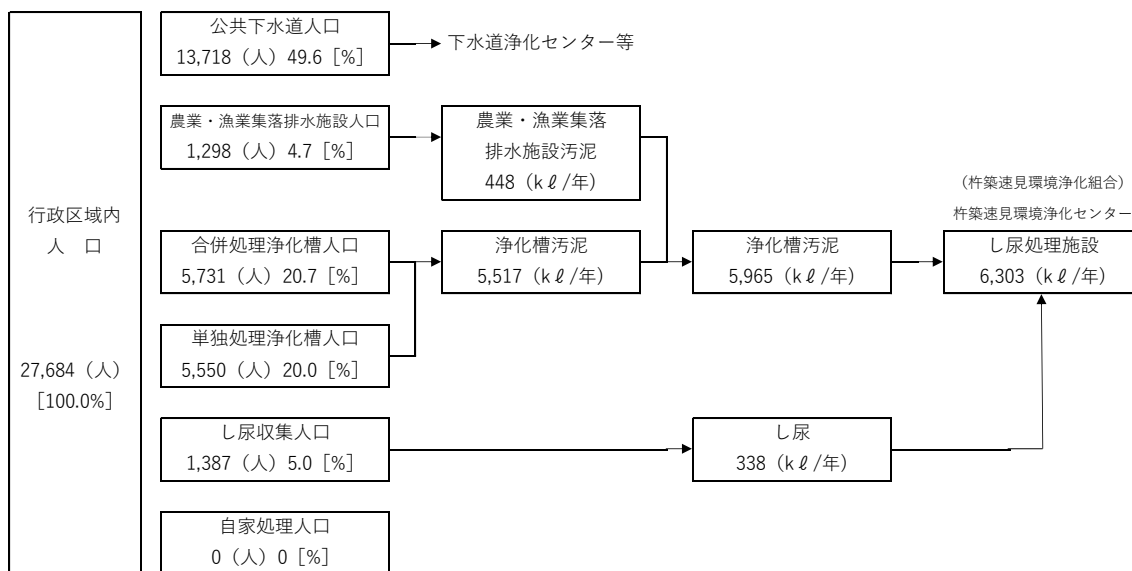


図 3 し尿等の処理の流れ (令和 6 年度)

日出町における汚水衛生処理率(令和 6 年度)を以下に示す。

なお、汚水衛生処理率は、人口数に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合で示される指標である。

$$\begin{aligned}
 \text{汚水衛生処理率 (\%)} &= \frac{\text{公共下水道人口} + \text{農業・漁業集落排水施設人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政区域内人口}} \\
 &= \frac{13,718 + 1,298 + 5,731}{27,684} \\
 &= 75.0\%
 \end{aligned}$$

2) 収集・運搬の現状

日出町における、し尿等の収集・運搬実績を表10に示す。

し尿等の収集・運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、許可業者により行っている。浄化槽汚泥及び農業・漁業集落排水施設汚泥は、全体的に減少傾向を示しており、令和6年度における収集・運搬量(年間)は、し尿 338kℓ、浄化槽汚泥 5,517kℓ、農業・漁業集落排水施設汚泥 448kℓとなっている。

表 10 し尿等の収集・運搬実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	274	313	328	236	338
浄化槽汚泥	5,513	5,406	5,529	5,305	5,517
農業・漁業集落排水施設汚泥	540	428	464	436	448
合計	6,327	6,147	6,321	5,977	6,303

3) 中間処理の現状

日出町におけるし尿等の処理実績を表11に示す。

し尿等の処理は、杵築速見環境浄化組合の杵築速見環境浄化センター(し尿処理施設)で処理を行っている。し尿等の処理実績については、し尿と比較して浄化槽汚泥が全体の90%以上を占めており、令和6年度における処理量(日量)は、し尿 0.9kℓ、浄化槽汚泥(農業・漁業集落排水施設汚泥を含む)16.3kℓとなっている。

表 11 し尿等の処理実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	0.8	0.9	0.9	0.6	0.9
浄化槽汚泥 (農業・漁業集落排水施設汚泥)	16.6	16.0	16.4	15.7	16.3
合計	17.4	16.9	17.3	16.3	17.2
浄化槽汚泥混入比率	95.4%	94.7%	94.8%	96.3%	94.8%

し尿等の処理を行っている、し尿処理施設の概要を表12に示す。

し尿処理施設である杵築速見環境浄化センターは、杵築速見環境浄化組合で運営管理している。杵築速見環境浄化センターでは、杵築市、日出町のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れ、処理を行っている。

表 12 し尿処理施設の概要

施設の名称	杵築速見環境浄化センター
所在地	大分県速見郡日出町藤原6189番地
処理能力	58kℓ(し尿：15kℓ/日、浄化槽汚泥：43kℓ/日) 【改造前】68kℓ(し尿：33kℓ/日、浄化槽汚泥：35kℓ/日)
竣工年月	平成10年3月
事業主体	杵築速見環境浄化組合(構成自治体：杵築市、日出町)
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
し尿処理	高負荷脱窒素処理方式+高度処理方式
汚泥処理	焼却処理後、焼成肥料として農地還元
臭気処理	アルカリカーボン触媒洗浄、セラミック洗浄、活性炭吸着処理

4)最終処分現状

杵築速見環境浄化センターでの処理後に生じる汚泥は、し尿処理施設において脱水・乾燥させた後に、焼却処理後に焼成肥料として農地還元している。

5)し尿等の処理に係る経費の実績

し尿等の処理に係る経費の実績を表13に示す。なお、杵築速見環境浄化組合全体(杵築市負担分含む)としての実績となる。

表 13 し尿等の処理に係る経費

単位：千円

年度		R1	R2	R3	R4	R5	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	7,891	5,016	10,423
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	3,181	0
	調査費	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	7,891	8,197	10,423	
処理及び維持管理費	人件費		19,018	202,702	32,230	25,052	25,760
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	238,526	52,631	53,900	63,807	61,589
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	172,566	169,980	171,098
		最終処分費	0	0	0	0	0
		その他	0	4,052	3,868	3,688	10,566
	調査研究費		888	928	634	0	0
小計		258,432	260,313	263,198	262,527	269,013	
その他		5,279	515	0	3,346	10,422	
合計		263,711	260,828	271,089	274,070	289,858	

参照 一般廃棄物処理実態調査

5 生活排水処理の課題

1) 生活排水処理施設の整備に関する課題

汚水衛生処理の推進
<ul style="list-style-type: none">● 杵築速見地域(全体)での汚水衛生処理率^{※1}は、令和6年度で63.7%(杵築市：51.7%、日出町：74.9%)となっており、全国平均89.5%及び人口5万人未満の都市規模で76.1%^{※2}に対して、比較的低い状況にある。● 公共下水道、農業・漁業集落排水施設に関する計画区域内の整備はほぼ完了しているが、公共下水道への接続率は低い状況にある。下水道等への接続を推進するための取り組みを引き続き実施していくとともに、計画区域外における適切な汚水処理のため、合併処理浄化槽の普及促進に努める必要がある。

※1 汚水衛生処理率は、公共下水道のほか、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、下水道等には接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれている。

※2 令和5年度実績(総務省発表)

2) し尿等の処理に関する課題

効率的な収集・運搬体制の維持
<ul style="list-style-type: none">● し尿等の収集・運搬は、許可業者が行っている。現状の収集・運搬体制を維持し、今後も効率的かつ計画的に、し尿等の収集・運搬を行う必要がある。

し尿処理施設の適正管理
<ul style="list-style-type: none">● し尿・浄化槽汚泥の処理を行うため、杵築速見環境浄化センター(し尿処理施設)での処理を継続していく必要がある。このため、施設を適正に管理運営していくとともに安定した処理を継続していけるよう、施設の機能維持に努める必要がある。● 杵築速見環境浄化センターは、平成10年度に稼働を開始して現在で27年を経過している。老朽化した施設及び設備・機器の整備を行い、杵築速見環境浄化センターの延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、継続的に施設の機能維持を図っていく必要がある。

3) 生活排水対策の啓発に関する課題

生活排水対策の啓発
<ul style="list-style-type: none">● 水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果や、発生源(台所等)における水質負荷削減対策について、啓発を行っていく必要がある。また、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽法で義務付けられている浄化槽の保守点検、清掃及び法定点検の受験の徹底を図るよう周知していく必要がある。

第2節 生活排水処理の基本方針

日出町は、別府湾に面する海岸地域から、なだらかな山々に囲まれた山間地を形成し、豊かな自然に育まれた地域である。豊かな自然を守り、次の世代へ引き継いでいくことはもとより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくことが求められている。

地域の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の保全に資するため、公共下水道及び農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽の整備による生活環境整備の達成、水質環境基準を満足する状態の維持、及び健康で快適な都市環境の確保を目標に、生活・自然環境の保全を図る。

豊かな水環境の水質保全の啓発

住民一人ひとりが水環境を意識した取り組みを生活の中で実践するように啓発を努め、地域における河川、海域の水質保全の啓発を図っていく。

生活排水処理施設の整備

公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備区域については、住民・事業所への周知啓発を図り、下水道等への接続を推進する。また、整備区域外については水質保全の必要性を啓発し、合併処理浄化槽設置の促進を図っていく。

し尿・浄化槽汚泥の適正処理

公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備区域外を中心に、必要となるくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行うため、収集・運搬体制を維持していくとともに、し尿処理施設を効率的に維持管理していくとともに、老朽化する設備機器の整備・更新や施設の計画的な延命化対策を図っていく。

第3節 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の推計

1 将来人口の推計及び生活排水処理形態別人口の見込み

日出町では、緩やかに人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計(令和5年度推計値)でも引き続き人口が減少していくことが見込まれており、令和22年度には約24,800人まで人口減少することが推計されている。

日出町における生活排水処理形態別人口の見込みを、表14に示す。

表 14 生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

年度	R6	R13	R18	R22
	現状	中間目標	中間目標	計画目標
行政区域内人口	27,684	26,230	25,484	24,854
計画処理区域内人口	27,684	26,230	25,484	24,854
水洗化・生活雑排水処理人口	20,747	20,506	20,520	20,487
公共下水道人口	13,718	13,538	13,528	13,490
農業・漁業集落排水施設人口	1,298	1,230	1,195	1,165
合併処理浄化槽人口	5,731	5,738	5,797	5,832
コミュニティ・プラント人口	—	—	—	—
水洗化・生活雑排水処理人口 (単独処理浄化槽人口)	5,550	4,410	3,687	3,122
非水洗化人口	1,387	1,314	1,277	1,245
し尿収集人口	1,387	1,314	1,277	1,245
自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0
汚水衛生処理率	74.9%	78%	81%	82%

※ 汚水衛生処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口(人) ÷ 行政区域内人口(人)

2 し尿等排出量の見込み

し尿等排出量の見込みを表15に示す。

表 15 し尿等排出量の見込み

年度	R6	R13	R18	R22
	現状	中間目標	中間目標	計画目標
年間量 (kℓ/年)	し尿	338	326	331
	浄化槽汚泥	5,517	5,260	5,158
	農業・漁業集落排水汚泥	448	427	414
	合計	6,303	6,013	5,903
日量 (kℓ/年)	し尿	0.9	0.9	0.9
	浄化槽汚泥	15.1	14.4	14.1
	農業・漁業集落排水汚泥	1.2	1.2	1.1
	合計	17.2	16.5	16.1

第4節 生活排水対策計画

1 生活排水の処理計画

公共下水道、農業・漁業集落排水施設への接続を推進するための取り組みを引き続き実施していくとともに、計画区域外における適切な汚水処理のため、合併処理浄化槽の設置を推進することにより、汚水衛生処理を図っていく。

表 16 生活排水処理の目標

年度	R6	R13	R18	R22
	現状	中間目標	中間目標	計画目標
汚水衛生処理率	74.9%	78%	81%	82%

※ 汚水衛生処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口(人) ÷ 行政区域内人口(人)

表 17 人口の内訳

年度	R6	R13	R18	R22
	現状	中間目標	中間目標	計画目標
行政区域内人口	27,684	26,230	25,484	24,854
計画処理区域内人口	27,684	26,230	25,484	24,854
汚水衛生処理人口	20,747	20,506	20,520	20,487
汚水衛生未処理人口	6,937	5,724	4,964	4,367

※1 汚水衛生処理人口(人) = 水洗化・生活雑排水処理人口(人)

※2 汚水衛生未処理人口(人) = 水洗化・生活雑排水処理人口 + 非水洗化人口(人)

表 18 生活排水処理形態別人口の内訳

単位：人

年度	R6	R13	R18	R22
	現状	中間目標	中間目標	計画目標
行政区域内人口	27,684	26,230	25,484	24,854
計画処理区域内人口	27,684	26,230	25,484	24,854
水洗化・生活雑排水処理人口	20,747	20,506	20,520	20,487
公共下水道人口	13,718	13,538	13,528	13,490
農業・漁業集落排水施設人口	1,298	1,230	1,195	1,165
合併処理浄化槽人口	5,731	5,738	5,797	5,832
コミュニティ・プラント人口	—	—	—	—
水洗化・生活雑排水処理人口 (単独処理浄化槽人口)	5,550	4,410	3,687	3,122
非水洗化人口	1,387	1,314	1,277	1,245
し尿収集人口	1,387	1,314	1,277	1,245
自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0

※ 汚水衛生処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口(人) ÷ 行政区域内人口(人)

2 し尿等の処理計画

1) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する基本方針

し尿等の収集・運搬の範囲及び体制については、人口減少及び公共下水道へ接続人口の増加等による、し尿等の収集・運搬量の減少を考慮し、対応するとともに安定的かつ継続的な収集・運搬体制を維持する。

(2) 収集・運搬の範囲

計画収集区域は、日出町の行政区域とする。

(3) 収集・運搬の方法及び量

し尿等の収集・運搬は、現行の収集・運搬体制を維持する。

日出町における、し尿等の収集・運搬量の見込みを表19に示す。

表 19 し尿等の収集・運搬量の見込み

年度	R6	R13	R18	R22
	現状	中間目標	中間目標	計画目標
し尿	338	326	331	332
浄化槽汚泥	5,517	5,260	5,158	5,033
農業・漁業集落排水汚泥	448	427	414	404
合計	6,303	6,013	5,903	5,769

2) 中間処理計画

(1) 中間処理に関する基本方針

公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備区域外を中心に、必要となる汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行うため、し尿処理施設を維持管理していく。また、し尿処理施設の効率的な維持管理に努めるとともに、老朽化する設備機器の整備・更新や施設の計画的な延命化対策を図っていく。

(2) 中間処理の方法及び量

し尿等の中間処理は、杵築速見環境浄化組合で運営管理を行う、杵築速見環境浄化センター(し尿処理施設)で行っていく。

日出町における、し尿等の処理量の見込みを表20に示す。

表 20 し尿等の処理量の見込み

単位：kl/日

年度	R6	R13	R18	R22
	現状	中間目標	中間目標	計画目標
し尿	0.9	0.9	0.9	0.9
浄化槽汚泥	15.1	14.4	14.1	13.8
農業・漁業集落排水汚泥	1.2	1.2	1.1	1.1
合計	17.2	16.5	16.1	15.8

(4)し尿処理施設の整備

杵築速見環境浄化センター(し尿処理施設)の維持管理を重視し、老朽化する設備機器の整備・更新や施設の計画的な延命化対策を図っていく。また、施設における処理・処分の効率化、及び節電対策等を図り、施設稼働に伴う温室効果ガス排出量の削減に努める。

3)最終処分・再生利用計画

杵築速見環境浄化センター(し尿処理施設)では、し尿等の処理により発生するし渣及び汚泥を脱水・乾燥させた後に、焼却処理後に焼成肥料として農地還元している。

杵築速見環境浄化センターにおける処理・処分の効率化、及び施設稼働に伴う温室効果ガス排出量の削減、汚泥再生利用の観点から、し尿等の処理により発生するし渣及び汚泥を低含水に脱水した助燃剤として利用し、別杵速見地域広域市町村圏事務組合の藤ヶ谷清掃センター(高効率ごみ発電施設)へ搬出することを計画する。

3 その他生活排水対策に関し必要な事項

1)住民に対する広報・啓発活動

生活排水処理対策の必要性について住民への周知を図るため、広報・啓発活動を実施する。また、浄化槽については、適正な維持管理が行われないと処理水質の悪化を招くことから、浄化槽の適正な維持管理が行われるように、保守点検、清掃及び法定検査が浄化槽法によって浄化槽管理者に義務付けされている。浄化槽の法定検査の受検指導や適切な維持管理の実施に関する十分な情報提供、啓発に努める。

2)地域に関する諸計画との関係

日出町の総合計画や公共下水道事業計画等の関連諸計画と矛盾がないよう、生活排水処理対策を行い、水質汚濁の防止及び水環境の保全を推進する。また、県や近隣自治体、又は民間業者に協力を求め、衛生的かつ円滑に安定したし尿等の処理・処分を行っていく。

3)災害発生時におけるし尿処理の対策

災害発生時におけるし尿処理の対策については、日出町で策定する災害廃棄物処理計画に定めるものとする。また、災害が発生した場合の実効性のある計画とするため、実際の災害や訓練等を通じて改善点を抽出し、災害廃棄物処理計画の見直しを行っていく。

災害廃棄物処理計画は、以下に基づき、随時見直しを行っていくものとする。

(災害廃棄物処理計画見直しの時期)

・ 上位計画等の変更

国、県の法令や関連計画、地域防災計画等、上位計画等の変更により、計画の見直しが必要となったとき。

- ・ 災害発生後の検証
災害発生後、計画に基づく処理手順等を検証した結果、改善が必要となったとき。
- ・ 訓練等の実施
災害廃棄物処理の手順を確認するための訓練の実施に伴い、改善点が確認されたとき。
- ・ 民間関係団体等からの要望
民間関係団体等から災害廃棄物処理計画の改善について要望があったときで、かつ、見直しが必要と判断されたとき。
- ・ その他
上記事項のほか、見直しが必要となったとき。